開	会	
議	 長	おはようございます。
P3.2		定刻前でございますけれども、全員お揃いでございますので、ただ今から、平成2
		4年第2回甘木・朝倉・三井環境施設組合定例会を開会し、直ちに会議を開きます。
		(9時54分)
关	=	
議	長	なお、本日の出席議員は、16名で会議は成立いたします。
		本日の議事日程につきましては、お手元に印刷配布のとおりであります。
-	***	ご了承願います。
-	第1	
議	長	「議席の指定について」を、行います。
		先般、3月27日付で、久留米市議会選出の組合議員の一部に改選があっておりま
		すので、新たに組合議員になられました議員の議席を組合議会規則第4条の規定によ
		って、議長において指定したいと思います。
		これに、ご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	ご異議なしと認めます。
		それでは、議席番号と議員の指名を職員に朗読させます。
		施設課長
施設	課長	議案書の1ページをお願いいたします。
		議席番号と氏名を朗読いたします。
		議席番号13番、氏名、古賀敏久議員であります。以上でございます。
議		ただ今、朗読しましたとおり、議席を指定いたします。
	<u>第</u> 2	
議	 長	日程第2「会議録署名議員の指名」を、行います。
h4X		本定例会の会議録署名議員は、会議規則第68条の規定によって、
		5番 大庭きみ子議員、6番 田中保光議員を指名します。
口印	<u>第</u> 3	3番 八庭さの「成員、0番 四十床儿成員を11日11 しより。
		口知答り 「人物の冲力」と、 学師 ししょと
議	長	日程第3 「会期の決定について」を、議題とします。
		お諮りします。
		本定例会の会期は、本日、8月29日の1日間としたいと思います。
		これに、ご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	ご異議なしと認めます。
		したがって、会期は、本日の1日間と決定しました。
休	憩	
議	長	暫時休憩します。
		(9時57分)
再	開	
議		休憩前に引き続き、会議を開きます。
		(10時2分)
日程	第4	(10.12)
議	- 	日程第4 「組合長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。
时又	1	田頭組合長
女口 乙	 } 長	お詫びを申し上げます。前回の指摘にもかかわらず、提案理由等の資料の配布等の
水土 (E	コズ	
		不備がございました。お詫び申し上げます。今後このようなことのないように十分注

意してまいりたいと思います。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日、ここに平成24年第2回甘木・朝倉・三井環境施設組合定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、全員ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、先般7月の北部九州集中豪雨により、圏域内におきましても各地で甚大な被害が発生いたしました。被災者の方々には心よりお見舞いを申し上げますとともに、 1日も早い復旧を願うところでございます。

サン・ポートといたしましても圏域内のごみ処理につきましては、臨時的な受入れ 体制を取り、被災がれきの対応をしたところでございます。今後も災害時の対応等に ついては検討していく所存でございます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、議案2件についてご審議をお願いする次第であります。

それでは、ただ今からご提案申し上げます議案につきまして、提案理由のご説明を 申し上げます。

議案第3号は、平成23年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、でございます。

歳入総額1,930,764千円に対し、歳出総額1,767,718千円で、歳 入歳出差引額の163,646千円を翌年度へ繰り越すものであります。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金が1,652,766千円、個人の直接搬入の手数料が19,641千円、ペットボトル等の資源化物の売払いによる財産収入が36,783千円であります。

歳出の主なものは、施設の管理運営に要した総務費が212,283千円、ごみ処理施設、リサイクルプラザの運転等に要した施設運営費が930,512千円、施設建設費等に要した公債費が623,738千円であります。

平成23年度の大きな事業としては、法面崩落の災害復旧工事を行っております。 次に、議案第4号は、甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例の制定について、でありますが、これについては、平成12年度の給与改定の調整を目的に、当該年度のみ暫定的に制定された条例を、廃止の手続きが漏れていたため、今回、本条例を廃止するため議会の議決をお願いするものであります

本施設も稼働から早10年目になりますが、適切に維持補修を行いながら、安全・ 安心な運転管理を続けてまいりたいと存じますので、今後ともご指導ご協力のほどよ ろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由について、ご説明申し上げましたが、いずれも本組合の運営上重要な案件でありますので、慎重にご審議のうえ、ご承認賜わりますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

	提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。
議長	提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	議案第3号、「平成23年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を、議題とします。 説明を求めます。 施設課長
施設課長	議案書の2ページをお願いいたします。 議案第3号「平成23年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の 認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を付けて、平成23年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり本会の認定に付する。

本日提出、組合長名でございます。

平成23年度の決算につきましては、別冊で決算に係る主要施策の成果説明書と一般会計歳入歳出決算書を配布させていただいております。

まず初めに、主要施策の成果説明書のほうからご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

総活表でございますけれども、それぞれ対前年度比で表記いたしております。

初めに歳入歳出決算額で、歳入総額が1,930,764千円で、76,033千円の増額、歳出総額が1,767,718千円で、6,0598千円の増額でございます。差引額の163,646千円を平成24年度へ繰り越すものでございます。

歳入で主なものは、1款分担金及び負担金が1,652,766千円で、39,226千円の増額で、歳入全体の86%を占めております。

次に歳出で、主なものは、3款施設運営費が930,513千円で、54,935 千円の増額、4款公債費が623,738千円で、486千円の増額でございます。 続きまして、2ページをお願いいたします。

歳入の説明を行います。

1款分担金及び負担金ですけれども、負担率を運営費と設置費それぞれの比率で構成市町村から負担をお願いしており、内訳については表のとおりでございます。

次に、2款使用料及び手数料が、前年度比2,740千円増の19,641,450円で、これは個人の直接搬入に伴う手数料でございますけれども、持ち込み件数が合計23,243件で、前年度比12.7%増、件数で2,617件の増となっております。

市町村ごとの件数は表のとおりで、構成比は前年度とほぼ変わっておりません。各市町村とも年々増加しており、既定の収集体系での改修の優先を構成市町村へもお願いをしているところでございます。

次に、3款財産収入が36,783,008円で、この内財産運用収入が173,344円で、これは財政調整基金の3億円を運用した利子でございます。

次の財産売払収入が、前年度比5,620千円増の36,609,664円で、これは、アルミ缶などの資源化物の売払いの収入でございます。 増額分は、アルミそれから鉄の単価上昇によるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

5款繰越金が148, 211, 728円で、前年度からの繰越分でございます。 次に、7款諸収入が1, 762, 285円で、預金利子と雑入ですけれども、雑入の内訳については表のとおりで、余剰電力の売電料が主なものでございます。

次に、8款地方債が71,600千円で、法面地すべり工事の借入分でございます。 以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

1款議会費が582,912円でございます。

議会の開催状況ですけれども、定例会を2回、臨時会を2回開催いたし、それに伴い全員協議会を4回開催いたしております。

審議事項につきましては、決算、予算、監査委員の選任等について、議決並びに同意を得たところでございます。

また、全員協議会においては、副議長の選挙等について、協議をいただいたところ

でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

2款1項1目総務費の一般管理費が212,041,367円でございます。 会議開催については、市町村長による協議会において、組合の重要な施策等について協議をいただいております。

また、具体的な運営方針については、幹事会、課長会等を随時開催し、構成市町村からの意見を反映し運営を行っております。

次に、組合広報活動については、年3回、広報紙「サン・ポート通信」を発行し、 議会報告や施設の運営状況について情報公開を行っているところでございます。

また、施設への視察については、圏域内の小学生等を中心に広く受け入れを行い、23年度は32団体、1,271人の視察があっております。

次に、災害復旧工事については、法面地すべりの対策工事を行い、工事費が88,905千円、施工監理委託費が1,312,500円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

1項2目財政調整基金費が173,344円で、基金3億円の運用の利子分でございます。

次に、2項1目監査委員費については、一般会計の決算並びに予算の執行状況について監査を行っていただいたところでございます。

次に、施設運営費でございます。

3款1項1目ごみ処理運営費が864,302,108円で、主なものはごみ処理施設の点検及び補修費が307,586,790円、ごみ処理施設の運転管理業務委託料が184,800千円、原材料費が212,771,953円でございます。次に、7ページをお願いいたします。

3款1項2目リサイクルプラザ運営費が52,978,944円で、資源化物の効率的な分別収集を行いリサイクルの推進に努め、主なものは、リサイクルプラザの点検整備費が28,767,852円でございます。

次に、3款1項3目リサイクル工房運営費が6, 555, 879円で、展示会を年4回開催し、23年度は延べ人数1万1千人近くご来場いただいたところでございます。

次に、3款1項4目カゴ・コンテナ洗浄施設運営費が6,675,850円で、資源化物回収後のカゴ・コンテナの洗浄を計画的、効率的に行ったところでございます。次に公債費で、4款1項2目元金が579,201,398円でございます。次に、8ページをお願いいたします。

4款1項2目公債費の利子が44,536,710円でございます。公債費については、ごみ処理施設建設分の起債は、平成23年度末残高が、元利合計2,885,567千円で、償還終了が平成29年度、また法面災害復旧事業分は平成23年度末残高が、元利合計124,132千円で、償還終了が平成33年度となっております。最後に、5款1項1目 予備費ですけれども、リサイクル工房敷地内の井戸ポンプ改修工事費に920千円充用させていただいております。

以上で、歳出のご説明を終わらせていただきます。

引き続きに、決算書のほうのご説明を申し上げます。

別冊の一般会計歳入歳出決算書のご説明を申し上げます。

初めに歳出のご説明をいたします。9ページと10ページをお願いいたします。 左のページに予算現額を千円単位で、右のページの左から支出済額、翌年度繰越額、 不用額、備考の順で内訳を円単位で記載をいたしております。

決算額につきましては、千円単位でご説明をさせていただきます。

最初に、1款議会費が582千円の支出でございます。

主なもので、1節報酬は、議員16名分の報酬414千円でございます。

9節旅費以下につきましては、一般的な事務に係る旅費でございます。

次に、2款1項1目一般管理費が212,041千円の支出で、一般管理費は職員の人件費、事務経費及び施設の管理費が主なものでございます。

主なもので、1節報酬は、局長他嘱託職員8名分の報酬でございます。

2節給料から4節共済費までは、組合職員8名分の人件費でございます。

次に、11、12ページをお願いいたします。

- 11節需用費が7,643千円で、主なもので、修繕費が5,340千円で、搬入車両の計量装置の点検、補修費が主なものでございます。
- 13節委託料が3,759千円で、主なもので、法面の地すべり対策工事の施工監理委託が1,312千円、その他施設の清掃、整備費等でございます。
- 15節工事請負費が89,124千円で、主なもので、法面の地すべり対策工事費が88,905千円でございます。
- 19節負担金補助及び交付金が9,475千円で、主なもので、人事交流として筑前町から本組合への派遣職員の負担金9,237千円でございます。

次に、13、14ページをお願いいたします。

3款1項1目ごみ処理運営費が864,302千円の支出で、前年度比66,260千円の増額となっております。

11節需用費が前年度比20,510千円増の366,134千円で、主なもので、電気料が53,732千円、修繕費が前年度比20,650千円増の307,586千円で、主な修繕箇所として、1、2号の各溶融炉、ボイラー、集塵機などの点検、補修等でございます。需用費の増額分は修繕費の増額によるものでございます。

次に、13節の委託料が前年度比5,956千円増の265,291千円で、主なもので、施設運転管理業務委託が184,800千円、飛灰運搬処理委託が62,525千円、ごみ処理施設点検整備の精査業務委託が5,775千円で、これについては、業者から提示される修理内容、工事費等が適切であるかを別の専門機関に精査をお願いし、業者の見積もり額から約65,000千円減額できたところでございます。次に、16節原材料費が前年度比39,830千円増の212,771千円で、コ

増額分については、灯油等の単価の上昇によるもの、その他機械部品の予備品、消耗品増が増額の主な要因でございます。

ークス、石灰石等の施設の運転等に必要な資材の購入費でございます。

次に、15、16ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金は前年度とほぼ同額の11,850千円で、地元栗田区の運動公園整備の起債償還負担金が主なものです。これにつきましては、平成24年度で終了となっております。

続きまして、2目のリサイクルプラザ運営費は前年度比10,276千円減の52,978千円でございます。

- 11節需用費が前年度比8,842千円減の31,319千円で、主なもので、修繕費が前年度比約8,500千円減の28,766千円で、リサイクルプラザ運営費全体の減額の要因は、修繕費の減によるものでございます。主な修繕箇所は、破砕機、コンベアの修繕等でございます。
- 13節委託料が前年度比1,257千円減の21,108千円で、シルバー委託料、 蛍光管及び乾電池運搬処理量が主なものでございます。

次に、17、18ページをお願いいたします。

3目リサイクル工房運営費が前年度比1,440千円減の6,555千円で、年4

回開催しているリサイクル展示会に展示する自転車、家具等の修繕費及びシルバー委 託料が主なものでございます。 12節役務費から14節使用料及び賃借料につきましては前年度並みで、18節備 品購入費として、23年度からリフォーム教室を開催しましたため、ミシンを購入い たしております。 次に、4目カゴ・コンテナ洗浄施設運営費が前年度比380千円増の6,558千 円で、構成市町村が行っております集団回収で使用するカゴ・コンテナを洗浄する経 費で、電気料、シルバー委託料が主なものでございます。 次に、19、20ページをお願いいたします。 4款公債費が、元金、利子合わせて623、738千円を償還いたしており、23 年度からは法面復旧工事の起債の利子分が加わっております。 23年度末の未償還金が全体で、元利合計3,441,324千円でございます。 5款予備費については、リサイクル工房敷地内の井戸ポンプ改修工事に920千円 充当いたしております。 以上で、歳出の説明を終わります。 続きまして、歳入の説明を行います。 5ページ、6ページをお願いいたします。 1款分担金及び負担金は収入済額1,652,765千円で、構成市町村からの負 担金でございます。 2款使用料及び手数料が19,641千円で、ごみの個人搬入手数料でございます。 3款財産収入の1項財産運用収入が173千円で、基金の利子でございます。 2項1目財産売払収入が36,609千円で、アルミ缶等の資源化物の売払い分で ございます。 次に、7ページ、8ページをお願いいたします。 5款繰越金は22年度決算に伴う繰り越し148,211千円でございます。 7款諸収入、1項預金利子が、普通預金利子107千円で、2項雑入が1,654 千円でございます。 以上で、歳入の説明を終わります。 なお、21ページに実質収支に関する調書を付けさせていただいておりますけれど も、実質収支額が163,646千円でございます。 また、22ページ以降に財産に関する調書を付けておりますけれども、土地、建物、 備品等は、年度中の増減はございません。また、基金についての増減は、先ほどご説 明を申し上げたとおりでございます。 以上で、平成23年度の決算書の説明を終わります。以上でございます。 長 説明が終わりましたので、ここで監査報告をお願いします。 議 長野監査委員、よろしくお願いします。 監查委員 それでは、監査委員を代表いたしまして決算監査報告をいたします。 去る7月19日、竹中監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定に基 づきまして、平成23年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算につ いて慎重に審査をした結果、適切な執行がなされており、帳簿及び調書類は的確に整 備され正確、順当であるものと認めます。別紙に決算審査意見書を添えてご報告いた します。 ありがとうございます。 議 長 監査報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 12番 石井秀夫議員

12 番	先ほど組合長のほうから提案理由の説明がございました。
	その中でですね、安全・安心な運転管理をしていきたいということが謳われており
	ます。
	直接関係はありませんが、一般会計の歳入歳出決算書の14ページ、その下のほう
	 に、施設運営費の項目の中に委託料、排ガス分析装置点検委託料というのがあります。
	これはですね、直接繋がっているかどうか分かりませんが、玄関先に排ガスの状況
	を示した掲示板が設置をされていると思います。直接繋がっているのかどうか分かり
	ませんが、朝来たとき、この間もちょっと感じておったんですが、クモの巣が張って
	非常に見苦しい状態です。
	こういうことであるならば、中にある数値そのものもですね、これで中の数値は大
	丈夫かというようなですね、余計な疑念を持たれるような印象があります。
	ですから、これだけ点検委託をされてあるんであれば、表示板につきましても常日
	頃から、安全・安心ということであるならば、しっかりとメンテナンスというか、手
	入れをしていただかないことには、玄関に置かれているもので、非常に重要なもので
	あると思いますので、その点についてお考えを、お考えというか、どういうことにな
= <u>**</u> ==	っているのか、お尋ねをいたします。
議長	施設課長
施設課長	すみません。ただ今12番議員の石井議員さんからのご指摘でございますけれど
	も、真摯に受け止めまして、今後きちんと整備して、メンテナンスをしていきたいと
	考えております。
	排ガスの分析機については現場のほうと直接繋がって、正確な表示がなされている
	ところでございます。
	今後定期的にきちんと点検をして、整備をしていくように努めていきたいと考えて
	おります。ありがとうございました。
議長	石井議員
12 番	直接それが繋がっていると、連動しているということであろうと思いますので、今
	後はその表示板のメンテナンスをしっかり心がけていただくということが、全体の安
	全・安心に繋がっていくと私は思いますので、強く要望しておきます。以上です。
議長	他にございませんでしょうか。
	3番 田中哲也議員
3 番	監査、決算の意見書の中に、開設から10年を過ぎて今後劣化の可能性があるとい
	うようなことで述べられてあります。改修の必要があるだろうということですが。
	基金がですね、決算書で3億、基金が今、残高でありますが、今後費用がどのくら
	いぐらい見込みがあるのか。できれば、私は分かりませんけれども、少しずつでもこ
	の修理費の積み立てをですね、実質収支も1億6千万ほど出ておりますので、それか
	らでも少しずつ積み立てをするか。これはどっちみち次の予算のときに償還になるの
	かどうか、そういうことだろうとは思いますけれども。
	そういうことを思いますが、今後どういうふうに考えてあるのか、お尋ねをしたい
	と思います。
議長	事務局長
事務局長	私のほうからお答えいたします。
	この件につきましては、非常に、今後10年を経過したということで修理計画を立
	てるべきであるというふうに思っております。
	そういうことで、基金が3億円ということでございますが、果たしてどれくらいか
	かるかということも未知数でございます。
	それで、できればですね、私も今回初めて就任いたしまして、今回1億6千万の余
	7

		剰金が出たということでございますので、来年度以降の当初予算時にですね、できれ
		ばいくらか基金積み立てを、幹事会等に諮っていきながら、協議をお願いしたいとい
		う思いでございます。
		以上、そういう思いでございますが、執行部でですね、協議いたしまして、そうい
		- う問題に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。
議	長	3番 田中哲也議員
3	番	もちろんそうとは思いますが、一時金をですね、金をいっぱい出すのも各市町村、
	Ħ	今の財政状況では非常に厳しいと思いますので、この会社にですね、大体今までの、
		よその例もですね、何年ぐらいでいくらぐらい要るのかなということで、大方のアバ
		すじの何もですね、何千くらいていくらくらい安切のかなどいうことで、人力のカラント ウト的な金額はあるのかなと思いますので、そういうのをぜひ当初予算なりで活かさ
		れて、今後の計画を位置づけて、各市町村が出さなくていいような方法をとっていた
-34¢-	=	だきたいと思います。
議	長	他に。
		11番 葉野光雄議員
1 1	番	実は先月、三輪地区の区長会と懇談会をしまして、今、休日に月1回家庭ごみの収
		集があっておりますが、区長さん方から月に2回ぐらいしてもらったらどうだろうか
		というお話を聞きましてですね、実は、ここにちょっと調査に来ましたけど、当日は
		職員の方が昼間も食べられないような状況とお聞きしましてですね、それで月に2
		回、費用も要ると思いますが、そのお考えはありますか、ちょっとお尋ねします。
議	長	事務局長
事務	局長	この件につきましては、三輪地区の区長会からということでございますが、全体的
		にどのような意見なのかというのも集約いたしておりません。
		三輪地区ということでございますが、まずは施設のほうからのお願いといたしまし
		ては、各自治体で取り組まれている分別収集等で、税が投入されておるわけでござい
		ますので、その中で住民の方が協力していただきたいというふうに思うわけでござい
		ます。
		それでもどうしても無理だと、理由的にどういう理由で2回してくれということな
		のか、ちょっと分かりませんが、各自治体では計画的に日にち等を決められて分別収
		集並びに可燃ごみの収集が行われていると思います。
		そこでですね、どこに不満があるのかというのを、まず意見をお聞きしたいという
		 ふうに思っております。収集日が少ないのか、何なのかということをですね、自治体
		で対応できなければ、わがサン・ポートがですね、それは要請があれば十分にやって
		いきたいというふうには考えておりますが。
		まずは、それと地元のですね、第3日曜になるとかなり並んであります。もううち
		の職員も昼食を取る時間がないということもございますし、しかしながらもう並んで
		あるから、昼食も済ませずに対応しているというふうな状況も、月によってはあるよ
		うでございます。
		プスログマステッ
		おると思います。これが増加した場合、地元の方がですね、本当にOKを出されるの
		ねると思います。これが増加した場合、地元の方がでする、本当にOKを出されるの かというのも、大きな問題ではなかろうかというふうに思っております。以上です。
議		がというのも、人きな问題ではながつうがというぶうに思うでおります。以上です。 5番 大庭きみ子議員
	番	□ 3 留
	E	こみの個人行う込みの子数科の円なんとすが、朝着川のはブはよく撮入ができるよ うになりまして、たいへん便利になったということで喜ばれておりますが。
		うになりまして、たいへん使利になったということで書いれておりますが。 予算額よりかなり増えておるということで、この中で推移をですね、どれぐらい増
		えて来ているのか、その辺りが分かれば教えていただきたいと思います。
1		それと、今、分別収集が進んでおりまして、廃プラとかかなり資源ごみ化されてお

	りますが、その辺りによるこちらの可燃ごみの量の変化とかですね、そういうのがど
	ういうふうになっているのかなと思っているんですが、ごみの量の推移、削減されて
	きているのか、また増えているのか、その辺りのデータがありましたら教えてくださ
	V' _o
議長	施設課長
施設課長	5番、大庭議員の質問にお答えいたします。
	最初の個人持ち込みの件数の推移ですけれども、大体右肩上がりに上がっていると
	いう状況です。件数的には大体平均して10%前後ずつ増えて来ているという状況で
	ございます。
	それから、2点目のごみ量の推移につきましてでございますけれども、大体ここ4、
	5年の間においては、全体のごみ量につきましては、ほとんど横ばいというような状
	況でございます。
	ですから、収集車で持ち込むよりも個人で持ち込まれる件数が、割合としてはこち
	らのほうが比重がいっているというふうな、そういった状況でございます。以上です。
	10番 矢野勉議員
10番	1年3カ月前ぐらいにですね、定例会のときにお話をさせていただいたんですけれ
10 ш	ども、この使用料、手数料の関係が274万増になって12.7%、量的に増えたと
	いうことです。
	* プーとです。 負担金が年々増加しておりますので、ぜひ手数料の料金、事業系と家庭系の料金で
	すね、これの改定を1年3カ月前だったと思いますけど、この本会議場で話をさせて いたださました
	いただきました。
	検討をするという話はされておったんですけれども、この検討をされたのかどうか
	ということをですね、ぜひ料金が、筑紫野がありますけれども、あそこは事業系、家
	庭系一緒に150円という料金の設定をされています。
	そういうことで、ここに持って来られるときに、いろいろ窓口でトラブルがあって
	おるというふうな状況もあります。
	そういうことでありますので、ぜひ改定をお願いしたいなと。できれば150円と
	50円ですけれども、同額ということはなかなか難しいとは思いますけれども、差を
	つけられても構いませんので、若干の引き上げをする時期に来ているんじゃないか
	と。年々10%ずつ個人搬入が増えているという状況でありますので、各市町村の負
	担金はぜひ増額にならないような状況を、ぜひ作っていただきたいと思っております
	ので、その検討をぜひ早急にしていただいて、執行部に提案をしていただければと思
	っておりますので、その件についての回答をいただきたいと思います。
議長	事務局長
事務局長	この件につきましては、ずっと事績等を見ておりました。
	その中で確かに、幹事会等で協議はなされております。そういう中で、やっぱり各
	自治体で思い思い違うということでですね、なかなか足並みが揃わないというのが原
	因のようでございます。
	住民、市民に対する了解が取れないとか、ある市におきましては、改定したばかり
	でですね、なかなか即また改定するということは難しいというふうな内容でございま
	した。
	そういうことで、実際現場におりますと、本当に事業系ではなかろうかというのが
	あります。しかしながら家庭のごみだと言われればですね、もううちは捜査権ござい
	ませんので、もう言われるとおり受けるしかない。あとは自治体にですね、こういう
	方がお見えになったから調査をしてくれというふうに告げるしかないと。
	我々に捜査権があればですね、後を付けて行ったり何したりしながらですね、各自
	TO THE COLORS CARE CARE DELIAN CHARLES TO THE COLORS OF CARE DELIANCE TO THE COLORS OF CARE DELIANCE TO THE CARE D

		VIII. a H In A 201M S Exc. 1 > E = 1 and 2
		治体の負担金が増えないような手立てはしたいというふうに思っておりますが、これ
		にも限界がございます。そういうことで、今後やっぱり幹事会等において、再度協議
		事項として出させていただきたいというふうに思っております。以上です。
議	長	10番 矢野勉議員
1 0	番	ぜひ検討していただきたいと思っております。
		ところが先ほど局長が言われたように、別にルートがあるわけですね。自分とこの
		玄関とか集積場に持って行って、毎週収集しているわけですから。そういう収集と他
		に業者に頼んで、玄関まで取りに来るという状況もありますので、個人搬入で持って
		来るという状況はそんなにないと思うんですよね。倉庫を片付けるとか、そういう場
		合しかないと思うんですよ。
		それを、量がどんどん、どんどん増えるということはですね、何か他のルートで来
		ているんじゃないかという気がしますし、本当にこれが増えれば増えるしこ、やはり
		ここの機械の補修等も当然出て来るわけですね。そういうことから言って、やはり他
		のルートで回してもらえば、全然袋で出してもらえれば問題ないわけですけれども、
		そういう出されない方がここに個人搬入で持って来られるわけですから、そういうの
		を含めて十分検討していただいて、本当にこの金額でいいのかどうか、よその状況も
		十分調査されてお願いしたいと思っております。
議	長	答弁はいいですか。
		(「はい。」の声あり)
議	長	他にございませんか。
		これで、質疑を終わります。
		これから、討論を行います。
		(討論なし)
議	長	討論なしと認めます。
		これから、議案第3号「平成23年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入
		歳出決算の認定について」を、採決します。
		議案第3号は、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。
		(賛成者挙手)
議	長	挙手全員です。
		したがって、議案第3号「平成23年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳
		入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定されました。
日程	第6	
議	長	日程第6 議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の期末手当の特例に関
		する条例を廃止する条例の制定について」を、議題とします。
		説明を求めます。
		施設課長
施設	課長	議案書の3ページをお願いいたします。
		議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の期末手当の特例に関する条例を
		廃止する条例の制定について」
		上記の条例を別紙のとおり提出する。
		本日提出、組合長名でございます。
		提案理由といたしましては、本条例は平成12年に以前の三輪衛生施設組合から甘
		木・朝倉・三井環境施設組合へと組織が変更になるに伴い、他のほとんどの条例と併
		せて制定をした条例でございますけれども、人事院勧告に基づく国家公務員に準じた
		給与改定を条例制定時期の関係で、12月期末手当で調整できないため、3月期末手
		当で調整することを目的に、当該年度のみ暫定的に制定されたものでございます。
		10

	また、3月期末手当の支給の制度が、すでに平成15年度に廃止になっており、不
	要になった時点で速やかに条例廃止を行う必要があったものの、手続きが漏れていた
	ものでございます。
	今回条例を見直す中でその事実が判明したため、この機会に本条例を廃止するため
	議会の議決を求めるものでございます。
	4ページをお願いいたします。
	本条例を廃止する条例の本文でございます。
	甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の期末手当の特例に関する条例は廃止する。
	附則、この条例は、公布の目から施行する。
	以上で、議案第4号の説明を終わります。
議長	説明が終わりました。
成 以	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
O 77.	3番 田中哲也議員
3 番	何点かあります。
	まずは、手続きの漏れはやむを得んとしながらも、この費用ということは大事なも
	のでもあるし、ここは筑前町の給与を準じておると思います。
	だから、そのときにですね、やっぱりこれは一緒に改定をされる、せめてその次の
	議会ぐらいにはですね、議案として出してもらわないといけんとじゃないですかね。
	これは、漏れただけでこういうのが済むというのは、私はちょっと考えられんとい
	うですかね、これは事務担当者がぴしゃっと、そこら辺の条例上は筑前町との話もあ
	ると思いますけれども、ぴしゃっとしてもらわんといかんと思います。
	それと1つは、この差額あたりはどんなふうな処理をされるのですか。いくらぐら
	いそれの差額が出てくるのか。それから、職員からどういう形で取るのか。
	それから、これは、公布は公布の日からということですが、いつ頃が公布の予定か、
	これは議会が終わってからと思いますが、こういうのはだれか責任持ってですね、担
	当課長さんか担当係かなんかが、そういう把握はですね、事務局長、これは言い方は
	悪いですけど、怠慢と言っても私は仕方がないんじゃないかと思います。
	そういうですね、個人の給与の、生活権の問題もあるからですね、給与はやっぱり
	ぴしゃっとですね、それをどうしていくのかというのは担当がぴしゃっとしてもらわ
	ないかんと思いますが、そういう意味で、筑前町はいつ頃これを変えられたのか。
	筑前町も今、こういうことをされよるのか、その点も含めて回答をお願いします。
議長	事務局長
事務局長	これは提案理由に書いておりますように、平成12年度のみの条例でございます。
7-1/1/10/20	平成12年です。もう10年前の条例がですね、まだ生きとったというふうなことで、
	ちょっと今回条例を全部見ている中で、一応こういうのが出てきたわけでございま
	す。
	・。 そういうことで、今現在これがもう反映するということは全くありません。何も影
	響はありません。
	そういうことで、手続きが漏れておったということは非常にですね、もう言われて
	も仕方ない、怠慢でございます。こういうことがないように、今後きちっと管理していたない。
	いきたいというふうに思っております。以上です。
±* ⊢	(「金額はいくらぐらいですか。」の声あり)
議長	事務局長
事務局長	これはですね、もし12月のボーナスで、給与改定で引けなかった場合ですね、要
	するに条例制定が遅れたり、給与改定の条例改定が遅れたりしたときには、12月の

		ボーナスで要するに引けないわけですね。
		そうしたときには、以前3月に期末手当が出とったわけです。この中から引いてい
		いですよという暫定的な、12年度だけ暫定的な条例なんですよ。
		だからそのとき、12年度にそれが該当しとったかどうかというのは定かではござ
		いませんが、要するに3月でも引けます、調整できますよという条例がこのときに、
		平成12年ですから、まだ三輪衛生施設組合からこのサン・ポートに変わる間ですね、
		このときの条例がまだ生きとったというふうなことです。以上です。
議	 長	3番 田中哲也議員
-		
3	番	分かりましたが、金額はいくらぐらいになるのか、引けるのか、引けないかぐらい
		のことはですね、やっぱり担当者は知っとかないかんですよ。
		あるかないか分からんようなことじゃですね、すでに辞められた方もひょっとした
		らおられるかもしれません。そういう問題もあるからですね、どういうことになるの
		かは、やっぱり担当者はそれくらい把握としかなきゃいかんと思いますよ。
議	長	事務局長
事務	局長	要するに12月で引けなかった場合ですね。
		だから条例制定、給与改定の条例制定が12月に毎年行われておると思います。こ
		れに間に合わなかった場合。
		要するに以前、以前というか、執行部と組合側と交渉してですね、なかなかこの1
		2月の議会に間に合わないと給与改定の条例がですね、間に合わなかった場合、もう
		すでに12月の10日に出します。ボーナスはですね。
		だから、それ以降の条例改正であれば、もう間に合わんわけですね、12月には。
		だから、その分については3月の期末手当があった時期に引いていいですよという条
		例なんですよ。
		だから金額がいくらか、どうかというのは平成12年の給与改定がいくらであった
		のかと。おそらくこれは間に合っとったと思うんですよね。
		12年だからサン・ポートになる前ですたいね、前のことなんですよ。
		だから、うちのほうは把握できません。サン・ポートとしては。以上です。
議	 長	他にございませんでしょうか。
J. T. T.		これで、質疑を終わります。
		これから、討論を行います。
		(計論なし)
	 長	討論なしと認めます。
哦	又	計冊なして応めます。 これから、議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の期末手当の特例に関
		する条例を廃止する条例の制定について」を、採決します。 ************************************
		議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (####################################
-24		(賛成者举手)
議	長	挙手全員です。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		したがって、議案第4号「甘木・朝倉・三井環境施設組合職員の期末手当の特例に
		関する条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
閉	会	
議	長	以上を持って、本日の日程は全部終了いたしました。
		これをもって、平成24年第2回甘木・朝倉・三井環境施設組合定例会を閉会いた
		します。
		閉会にあたり、組合長よりあいさつの申し出があっておりますので、許可いたしま
		す。
		組合長
		19

組合長	たいへんありがとうございました。 提案いたしました議案すべて承認、可決いただきましてありがとうございます。 今回議決をしていただきました分につきましては、十分幹事会、議会等で十分協議 をしながら事業執行を進めていきたいと思っております。今日はありがとうございま した。
	(10時55分)
	上記会議の経過を記載して、その相違ないことを 証するために署名する。
	議
	議員
	議員